

議員提出議案第4号

選択的夫婦別姓に関する議論を進めることを求める意見書

上記の議案を朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年9月23日提出

提出者 朝霞市議会議員 野本 一 幸

賛成者 朝霞市議会議員 利根川 仁 志

賛成者 朝霞市議会議員 斉 藤 弘 道

賛成者 朝霞市議会議員 田 辺 淳

賛成者 朝霞市議会議員 黒 川 滋

賛成者 朝霞市議会議員 佐久間 ケンタ

朝霞市議会議長 様

## 選択的夫婦別姓に関する議論を進めることを求める意見書

下記の理由により、選択的夫婦別姓に関する議論を進めることを求めます。

### 記

#### 【現在の状況】

- 1 「夫婦は同姓に統一しなければならない」と民法で定められている。
- 2 婚姻届を出さず、事実婚を選ぶ夫婦が増えている。

#### 【問題点】

- 1 現状では女性の改姓率が96%と、婚姻時の改姓が決して平等な選択となっていない。
- 2 結婚で戸籍法上の姓を変えると、銀行口座や免許証、健康保険証、病院の診察券などの変更や旧姓で作った銀行口座を解約するために戸籍謄本が必要になるなど、様々な事務手続が必要となり、時間、手間、経済的な負担に加え、精神的な負担も大きく「自分を失う」といっても過言ではないほどの不利益がある。
- 3 事実婚を選ぶと、共同名義の不動産を購入しようとしたが希望していた銀行でペアローンが組めない、入院した場合に配偶者として認められない可能性がある、税法上の扶養家族になれず配偶者控除や相続税非課税枠など税法上の優遇制度の適用を受けられない、個人年金保険・生命保険の受取人になれないことがある、遺言がなければ相続できない、子供は非嫡出子となる、子供は父親の認知がなければ父子関係は生じない、子供の親権者は母親となり父親が認知した場合でも原則として親権者になることができず共同親権とすることもできない、などの多くの不利益がある。

以上のように、現在の婚姻制度では、婚姻後にどちらかが不利益を被ることがあるため選択的夫婦別姓の導入でどちらかの姓になること、又は、これまでの姓を名乗ることを両者が自由に選べる制度を確立していただけるよう、選択的夫婦別姓に関する議論を進めることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

埼玉県朝霞市議会議長 石原 茂

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

大山菅武上  
島東田川  
理昭義良陽  
森子偉太子  
様様様様